

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年12月22日
【会社名】	第一屋製パン株式会社
【英訳名】	FIRST BAKING CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 細 貝 理 栄
【本店の所在の場所】	東京都小平市小川東町3丁目6番1号
【電話番号】	042(348)0211（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画室長 細 貝 正 統
【最寄りの連絡場所】	東京都小平市小川東町3丁目6番1号
【電話番号】	042(348)0211（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画室長 細 貝 正 統
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 1,806,335,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	21,251,000株	完全議決権株式であり、権利内容になんら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は1,000株です。

- (注) 1 平成21年12月22日開催の取締役会決議によります。  
2 振替機関の名称及び住所は以下のとおりであります。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号

#### 2 【株式募集の方法及び条件】

##### (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	21,251,000株	1,806,335,000	903,167,500
一般募集			
計(総発行株式)	21,251,000株	1,806,335,000	903,167,500

- (注) 1 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。  
2 第三者割当の方法によります。  
3 割当予定先の概要及び当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。  
割当予定先の概要

割当予定先の氏名又は名称	豊田通商株式会社	
割当株数	21,251,000株	
払込金額	1,806,335,000円	
割当予定先の内容	住所	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目9番8号(センチュリー豊田ビル)
	代表者の氏名	取締役社長 清水 順三
	資本の額	64,936百万円
	事業の内容	各種物品の国内取引、輸出入取引、外国間取引、建設工事請負、各種保険代理業務等
	大株主及び持株比率	トヨタ自動車株式会社 株式会社豊田自動織機 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 株式会社三菱東京UFJ銀行 三井住友海上火災保険株式会社 資産管理サービス信託銀行株式会社 あいおい損害保険株式会社 東京海上日動火災保険株式会社 日本生命保険相互会社

当会社 間の 関係	資本関係	割当予定先は当社の普通株式1,895,000株(3.94%)を保有しております。
	人的関係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
	取引関係	当社は割当予定先より原材料等を仕入れております。
	関連当事者への該当状況	割当予定先は、当社の関連当事者には該当しません。また、割当予定先の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。
当該株券の保有に関する事項		当社は割当予定先が払込期日から2年間において、割当新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び譲渡株式数等の内容を直ちに書面にて当社へ報告すること、当社が当該報告に基づく報告を株式会社東京証券取引所に行い、当該報告の内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、割当予定先から確約書を得る予定であります。また、割当予定先は、当社との間で、払込期日から3年間、当社の事前の書面による承諾を得ることなく、割当予定先が自ら保有する当社の株式を原則として第三者に譲渡等しないことに合意しております。

(注) 1 資本の額並びに大株主及び持株比率は、平成21年3月31日現在におけるものであります。  
 2 当会社間関係は、平成21年12月22日現在におけるものであります。

#### 募集の目的

当社グループは、各種パン類、和菓子、洋菓子、クッキー等の製造及び販売卸事業を展開しております。

昨年秋以降わが国の経済は、世界的な金融不安及び株式市場の低迷、企業収益の急激な減少、景気的大幅な減速と雇用情勢の急速な悪化により、消費者の生活防衛姿勢がますます強まり、個人消費が低迷し、非常に厳しい状況で推移しております。製パン業界においても個人消費低迷の影響を受け、価格改定に伴う各種原材料価格等のコスト増加を低価格化が進む中で販売価格に転嫁できず、極めて厳しい市場環境となっております。

このような中において、当社グループは永年の赤字体質から脱却するため、不採算取引先との取引見直し、粗利率の改善、労務費・人件費の削減などを中心とした大規模な経営改善プロジェクトを推進し、2007年に米飯事業、2008年に東北事業、2009年に海外事業からの撤退など国内外の不採算事業からの撤退を完了し、コアであるパン事業へ経営資源を集中できる体制を築いてまいりました。このように経営体制を改善してきた中、今後、より一層安定した事業運営のために、自己資本を充実し、財務の健全性の強化を図ることに加え、生産効率アップのための設備投資を実行するとともに、生産管理体制の改善、物流機能の効率化、原材料調達の安定化により収益性の向上を図る必要性があると考えました。

一方で、割当予定先である豊田通商株式会社(以下「豊田通商」といいます。)は、コア分野として位置付ける自動車関連事業に加え、非自動車関連事業の拡大によりバランスのとれた収益構造への変革を目指しております。豊田通商の非自動車関連事業の一つである食料事業において、従来から豊田通商と当社は原材料等の取引関係があり、かつ、当社の大株主として両社の協力関係を構築してまいりました。

このような背景の下、一定規模の資本増強、事業運営の改善及び原材料調達の安定化が必要と考えている当社と、非自動車関連事業の拡大を目指す豊田通商の考えが一致し、当社と豊田通商は資本業務提携契約を締結し、豊田通商を引受先とする第三者割当増資(以下「本件第三者割当」といいます。)を行うことを決定するに至りました。

以上のとおり、当社は豊田通商との間で資本業務提携契約を締結し、より一層安定した事業運営のために、増資により自己資本を充実し、財務の健全性の強化を図ることに加え、生産効率アップのための設備投資資金を確保し、また、資本業務提携の目的である生産管理体制の改善、物流機能の効率化、経営管理体制の強化及び原材料調達の安定化による収益性の向上を図ることを目的として本件第三者割当を実施いたします。

今回の資金調達にあたり、その他の選択肢も検討いたしましたが、昨今の金融情勢、資本市場の状況や資金調達の多くを有利子負債に依存し財務健全性の強化が必須である当社の現況を勘案しますと、安定的かつ機動的な資金調

達方法である第三者割当による新株発行が相当であると判断しました。また、当社の現況及び事業戦略を十分に理解していただいている豊田通商が引受先となることで、豊田通商との関係を強化・深化させ、同社とのシナジー効果を追及していくことが、当社としての最善策であると考えております。

本件第三者割当により、当社株式の希釈化が生じますが、自己資本の充実、財務健全性の強化並びに収益性の向上による企業価値及び株主価値の向上を遂行するためには、資本業務提携とともに実行される本件第三者割当が不可欠かつ最良の方法であり、結果として既存株主の皆様の利益向上に資するものと判断しております。

割当予定先の選定理由

豊田通商は当社にとって主要な原材料仕入先、かつ大株主であります。本件第三者割当により資本関係の強化と、同社との事業面での関係の両方をより一層深めていきたいと考えております。同社からは生産管理と物流を中心とした協力を得て、原材料の安定調達や経営資源の有効活用によるコスト競争力の強化に向けた取組みを今後検討いたすとともに、人的な協力関係を深め、経営管理体制の強化を図ってまいります。

このように、豊田通商と当社の従来からの資本及び事業の両面での協力関係を更に発展させることが、当社の収益性の向上及び財務体質の強化、ひいては企業価値及び株主価値の向上に資すると判断したことから、豊田通商を新株式発行の割当予定先といたしました。

割当予定先の保有方針

割当予定先である豊田通商は、当社との業務提携の継続を前提として、当社株式を長期間保有する方針であります。

なお、当社は豊田通商が払込期日から2年間において、割当新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び譲渡株式数等の内容を直ちに書面にて当社へ報告すること、当社が当該報告に基づく報告を株式会社東京証券取引所に行い、当該報告の内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、豊田通商から確約書を得る予定であります。

また、豊田通商は、当社との間で、払込期日から3年間、当社の事前の書面による承諾を得ることなく、豊田通商が自ら保有する当社の株式を原則として第三者に譲渡等しないことに合意しております。

割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

豊田通商が関東財務局長へ提出した直近の有価証券報告書及び四半期報告書に記載の売上高、総資産額、純資産額及び現預金等の状況を確認した結果、本件第三者割当の払込みについて問題のないことを確認しております。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
85	42.5	1,000株	平成22年1月27日(水)	-	平成22年1月27日(水)

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。  
 2 発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。  
 3 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。  
 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所に申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格を払込むものとし、  
 5 発行条件等の合理性

発行価格の算定根拠及びその具体的内容

発行価格につきましては、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日である平成21年12月21日の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値(94円)に0.9(ディスカウント率10%)を乗じ、1株につき85円(円位未満切上げ)を発行価格と決定いたしました。当社は、発行価格の基準額については直近の市場価格を参考とすることが合理的であると判断いたしました。また、ディスカウント率については、当社の業績動向、昨今の株式市場の動向、当社の株価動向、本件第三者割当で発行される株式数及び割当予定先の当社との業務提携を前提としての長期保有方針等を考慮しつつ、割当予定先と協議の上、上記のとおり決定いたしました。

なお、当社は、上記発行価格の算定根拠につきましては、日本証券業協会の「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」に準拠するものと考えております。また、本件第三者割当に係る取締役会決議に参加した当社社外監査役を含む全監査役から発行価格が割当予定先に特に有利でない旨の意見を得ております。

発行数量及び株式の希釈化の規模が合理的であると判断した根拠

本件第三者割当による新株式の発行数は21,251,000株(議決権数21,251個)であり、現在の当社の発行済株式総数48,048,000株(総議決権数47,853個)に対して44.2%の割合(議決権における割合44.4%)で希釈化が生じます。

しかしながら、昨今の当社を取り巻く厳しい事業環境の下で、速やかに、かつ確実な資金調達方法により自己資本を充実させ、財務健全性の強化を図った上で、収益性の向上に資する新製造設備への投資資金や、事業継続に必要な設備の更新投資資金を確保することは当社にとって不可欠と考えております。また、新製造設備への投資及び工場老朽化設備の更新を実施し、工場生産性の向上による粗利益率の改善を通じた収益性の向上を図ることに加え、本件第三者割当により豊田通商との一定規模の資本関係を構築し、協力関係を強化・深化させ、両社のシナジー効果を追及することが、当社の企業価値及び株主価値の向上につながるものと考えております。さらには、自己資本の充実、財務健全性の強化により、安定的な事業運営及び資金調達の柔軟性の向上、並びに安定的な金融機関との取引継続を目指すためには、本件第三者割当が必要不可欠と考えられます。

以上の理由より、当社の企業価値及び株主価値の向上に寄与するものと見込まれることから、本件第三者割当の募集規模は合理的であると考えております。

企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、希釈率が25%を超えるものであることから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手を行いました。具体的には当社社外監査役2名全員より平成21年12月22日に希釈率、発行価額、割当予定先の選定、資金使途、資金調達の方法などを総合的に勘案した結果、本件第三者割当の必要性和相当性が認められるとの意見を入手しております。なお、当社社外監査役を含む全監査役が本件第三者割当に係る取締役会決議に参加し、賛成する旨の見解を述べております。

### (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
第一屋製パン株式会社 本社 総務部	東京都小平市小川東町3丁目6番1号

### (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 川崎支店	神奈川県川崎市川崎区砂子2丁目4番10号

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,806,335,000	12,000,000	1,794,335,000

(注) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

### (2) 【手取金の使途】

調達する資金の具体的な使途

本件第三者割当による調達資金は、当社主力工場である金町工場の生産能力増強のためのデンリッシュ専用製造ラインの新設資金として約1,000百万円、今後耐用年数を迎える菓子パン製造ラインのホイロ及び不良削減のための食パン用クーラー等の事業継続に不可欠な製造設備の老朽化に伴う更新投資に約794百万円を充当する予定であります。

本件第三者割当による調達資金は、下記のとおり、平成22年2月以降随時支出する予定であります。また、支出時期までの資金管理につきましては、銀行預金等の安定的な金融資産で運用する予定であります。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
新製造設備の取得	約1,000	平成22年5月
工場老朽化設備の更新投資	約794	平成22年2月～平成23年12月

資金使途の合理性に関する考え方

当社主力工場である金町工場では、従来から菓子パンとデニッシュを同じ製造ラインで製造しておりました。そのため一定の製造キャパシティの下で菓子パンとデニッシュそれぞれの受注量を調整せざるを得ない場合があった結果、ある程度の受注の機会を失っていたと考えられます。そこで本件第三者割当による調達資金を新製造ラインの増設に充当し、菓子パン製造ラインとデニッシュ製造ラインを併設することにより、販売機会ロスであった受注を獲得することを見込んでおります。また、更新が遅れていた老朽化設備への投資に本件第三者割当による調達資金を充当することより、設備老朽化によるライントラブルのリスクを低減できることに加え、老朽化設備に係るメンテナンスコストの削減や設備性能回復による不良品の削減が見込まれ、利益率の改善に資すると考えられます。

これらの資金用途によって、当社の売上高増加、利益率の向上が期待され、財務体質の強化、ひいては企業価値及び株主価値の向上につながると見込まれるため、当該資金用途には合理性があるものと判断しております。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

### 第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

### 1. 臨時報告書の提出について

組込情報である第67期有価証券報告書の提出日（平成21年3月27日）以降、本有価証券届出書の提出日（平成21年12月22日）までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

<平成21年4月3日提出 臨時報告書>

#### ・提出理由

特定子会社の異動

#### ・報告内容

##### (1) 当該特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 ラブスベーカリーインコーポレーテッド

住所 米国ハワイ州ホノルル市

代表者の氏名 Michael J.Walters Sr.

資本金 15,300千米ドル

事業の内容 パン・菓子類の製造販売

##### (2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有する当該特定子会社の議決権の数

異動前 個

異動後 個

当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

異動前 %

異動後 %

##### (3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

当社は、当社の特定子会社であるラブスベーカリーインコーポレーテッドの全株式（100%所有）を平成20年9月23日に売却しましたが、ラブスベーカリーインコーポレーテッドは財務諸表等規則第8条第4項により特定子会社に該当しておりました。

この度、支配力基準の解消により子会社に該当しなくなったためであります。

異動の年月日

平成21年3月31日

### 2. 事業等のリスクについて

組込情報である第67期有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日（平成21年3月27日）以降、本有価証券届出書の提出日（平成21年12月22日）までの間において以下のとおり変更がありました。以下の内容は当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、変更箇所には下線で示しております。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないものと判断しております。

#### (1) 食の安全性と品質管理について

お客様に安心して食べていただける商品を提供すべき企業として、食品の安全性と品質管理についてはAIB(American Institute of Baking)が全米の食品企業に対して実施している「フードセーフティシステム」(Food Safety System)を導入し、事業所ごとに策定したGMP(Good Manufacturing Practice：適正製造規範)の遵守に努め、食品安全管理体制の強化を徹底させ万全な体制で臨んでおります。しかし、上記の取り組みの範囲を超えた事象が発生した場合、当グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (2) 原材料の価格及び運送コストの変動について

当グループにおける原材料等の売上原価に占める割合は高く、小麦粉、米、砂糖、油脂、鶏卵等の安定的な供給や価格の維持に極力努めておりますが、市場動向や異常気象などによりもたらされる価格高騰が、当グループの業績に影響を及ぼす可能性

があります。また、当グループにおける運送コストが販売費に占める割合も高く、原油高など運送コストの増大、或いは得意先主導による配送システムの大幅な変更などにより当グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

**(3) 株式希薄化のリスクについて**

当社は、平成21年12月22日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行を決議しました。当該第三者割当による新株式の発行数は21,251,000株(議決権数21,251個)であり、現在の当社の発行済株式総数48,048,000株(総議決権数47,853個)に対して44.2%の割合(議決権における割合44.4%)で希釈化が生じます。その結果として、当社の株価形成に影響を与える可能性があります。

**(4) 新規の大株主の出現によるリスクについて**

当社は、平成21年12月22日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行を決議しました。当該第三者割当による新株式が発行された場合には、割当予定先である豊田通商株式会社が当社の主要株主である筆頭株主となる見込みです。このため、割当予定先の議決権行使の状況または第三者への売却状況等により、当社のコーポレート・ガバナンスに影響を与える可能性があります。

**(5) その他の主なリスクについて**

当グループは、日本国内で事業を展開しておりますが、以下のようなリスクがあります。これらの事象が発生した場合、当グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

- 取引先の経営破綻
- 生産設備の火災等の事故
- 商品の安心が損なわれる事態の発生
- 地震等の自然災害の発生
- 各種の法的規制の改廃
- 感染性疾病の流行等による社会的混乱
- 必要物資の品不足の発生

**第四部 【組込情報】**

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第67期)	自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日	平成21年3月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第68期第3四半期)	自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日	平成21年11月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A 4 - 1に基づき本届出書の添付書類としております。

**第五部 【提出会社の保証会社等の情報】**

該当事項はありません。

**第六部 【特別情報】**



## 第 1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年 3月28日

第一屋製パン株式会社

代表取締役社長 細 貝 理 栄 殿

### 新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 齊 藤 一 昭

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 多 田 修

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 中 島 康 晴

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている第一屋製パン株式会社の平成19年1月1日から平成19年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、第一屋製パン株式会社及び連結子会社の平成19年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

- 1 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度より、役員退職慰労金を支出時の費用として計上する方法から、内規に基づく連結会計年度末支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更している。
- 2 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度より、「企業結合に係る会計基準」及び「事業分離等に関する会計基準」を適用して連結財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年3月27日

第一屋製パン株式会社

代表取締役社長 細 貝 理 栄 殿

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 齊 藤 一 昭

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 多 田 修

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 下 田 琢 磨

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている第一屋製パン株式会社の平成20年1月1日から平成20年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、第一屋製パン株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年3月28日

第一屋製パン株式会社

代表取締役社長 細 貝 理 栄 殿

### 新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 齊 藤 一 昭

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 多 田 修

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 中 島 康 晴

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている第一屋製パン株式会社の平成19年1月1日から平成19年12月31日までの第66期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、第一屋製パン株式会社の平成19年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

- 1 会計方針の変更に記載されているとおり、会社は、当事業年度より、役員退職慰労金を支出時の費用として計上する方法から、内規に基づく事業年度末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更している。
- 2 会計方針の変更に記載されているとおり、会社は、当事業年度より、「企業結合に係る会計基準」及び「事業分離等に関する会計基準」を適用して財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年 3月27日

第一屋製パン株式会社

代表取締役社長 細 貝 理 栄 殿

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 齊 藤 一 昭

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 多 田 修

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 下 田 琢 磨

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている第一屋製パン株式会社の平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第67期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、第一屋製パン株式会社の平成20年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月13日

第一屋製パン株式会社

代表取締役社長 細 貝 理 栄 殿

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 多 田 修

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 下 田 琢 磨

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている第一屋製パン株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、第一屋製パン株式会社及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。